

公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

(令和4年11月25日)

統括管理責任者(副学長)決定

公立大学法人福知山公立大学（以下「本学」という。）は、「公立大学法人福知山公立大学研究費管理規程（以下「規程」という。）」第8条第2項および研究費に係る不正使用防止計画に基づき本学におけるコンプライアンス教育及び啓発活動の計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。当計画に基づき不正使用の防止に取り組むことに加え、実施状況の検証・不正発生要因の把握・対応策の検討を行い、必要に応じて計画の内容を見直していく。

		コンプライアンス教育	啓発活動
1. 対象		本学の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員	全ての構成員
2. 目的		自身が取り扱う公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させること。	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること。
実施内容・実施方法・頻度	最高管理責任者(学長)		Webサイト・メール・ポスター等を活用した啓発活動の実施
	統括管理責任者(副学長)	説明会、動画、e-learning等による公的研究費の取扱いに関する理解度調査の実施（2,3年に1回以上）。当該実施状況を確認のうえ定期的に最高管理責任者に報告。	
	コンプライアンス推進責任者(学部長・事務局長・附属機関の長)	1. 公的研究費等関係機関が発行する「公的研究費等使用ハンドブック」による教育の実施（採用時）。 2. 説明会（FD研修会、セミナー等）による教育の実施（2年に1回以上）。	1. 不正防止計画に基づく取組内容の周知。 2. 内部監査等の結果を踏まえた課題、問題点の共有。 3. 相談窓口・告発制度等の周知。 4. 不正使用事例の周知と認識の共有。 5. その他 上記について ①各部局等における啓発活動（四半期に1回以上）。 ②掲示板等への啓発資料の掲示等（四半期に1回以上）。